

一斉公開建築パトロールを実施します

違反建築を未然に防ぎ、良好な市街地環境の形成及び建築物の安全性の確保を目的として、下記により「一斉公開建築パトロール」を実施します。

記

1 実施主体

県内 6 市特定行政庁（新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、三条市、新発田市）及び新潟県（6 市特定行政庁を除く市町村内）が建築士会等の協力を得て実施します。

2 実施内容

- ・ 別紙「一斉公開建築パトロール実施計画表」により、各班に分かれて管内の建築物や工事現場のパトロールを行います。
- ・ 違反建築を発見した場合には、所要の指示・指導を行います。

3 実施日

令和 8 年 10 月 15 日（木） 午前 10 時から午後 3 時まで

4 その他

- ・ このパトロールは、令和 8 年 10 月 15 日（木）から 10 月 21 日（水）までの期間で実施される「違反建築防止週間」の活動の一環として、全県一斉に行うものです。
- ・ 実施結果については、全県のデータ集計後、公開します。

本件についてのお問い合わせ先

建築住宅課建築指導係 田口 佐藤
（直通）025-280-5441 （内線）3382